

令和2年度渉外知事会による要望の実施について

本日、米軍基地が所在する15都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会 会長:神奈川県知事 黒岩 祐治)は、次のとおり、基地対策に関する要望を関係政府機関に行いましたので、お知らせします。

※ 例年は直接要望活動を行っていましたが、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、要望書を郵送します。

1 要望先

内閣総理大臣	安倍 晋 三
総務大臣	高 市 早 苗
外務大臣	茂 木 敏 充
財務大臣	麻 生 太 郎
厚生労働大臣	加 藤 勝 信
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉
環境大臣	小 泉 進次郎
防衛大臣	河 野 太 郎
防災担当大臣	武 田 良 太
内閣官房副長官補	高 橋 憲 一

2 要望内容

- ・ 令和2年度 基地対策に関する要望書の概要(別添1)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定の改定7本の柱の要望(別添2)
- ・ 基地対策に関する要望書の昨年度要望からの主な変更点(別添3)

3 特別要請の実施について

(別添「在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要請」)

本年5月、在日米軍基地における感染症の発生状況等の適時・適切な公表等を求める緊急要請を実施し、その後、在日米軍は基地ごとの感染者数等を公表するように

なりました。

一方で、沖縄県の米軍基地において大規模な感染が明らかになるなど、基地周辺住民の方々の安全と安心に関わる事態が次々に発生していることから、感染防止策の実施や検疫の強化等について、外務大臣及び防衛大臣に対し、特別要請を実施しました。

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 長谷川 電話 045-210-3370

課長代理 江藤 電話 045-210-3375

令和 2 年度 基地対策に関する要望書の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の 2 冊で構成。

○「基地対策に関する要望書」の概要

【重点要望】

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく 3 つの大きな柱としている。

特に、「日米地位協定の改定」については、地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7 本の柱、19 項目の改定として整理している。

なお、重点要望については、文書による回答を求める。

< 3 つの大きな柱 >

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

2 日米地位協定の改定

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

3 国による財政的措置等の新設・拡充

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

○「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としている。

渉外知事会による日米地位協定の改定 7 本の柱の要望

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第 2 条関係、施設・区域の提供等)

◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第 25 条関係、合同委員会合意)

◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、運用改善を図ること。さらに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項について、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と円滑な立入り、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第 4 条関係、施設の返還)

◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等

により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練など基地外における訓練・演習について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つで

ある。米軍構成員等に対する教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みに努めること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等に対し教育・研修を徹底するなど、事件・事故を防止するための取組みに努めること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

【基地対策に関する要望書の昨年度要望からの主な変更点】

要望内容の変更

(1) 環境補足協定に基づく立入調査の運用改善を求め、さらに米軍からの通報の基準を拡大する要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 3> <別冊日米地位協定関係 P. ii >

旧 (令和元年度)	新 (令和2年度)
<p>② 環境条項の新設 (略)</p> <p>また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な立入り、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。</p>	<p>② 環境条項の新設 (略)</p> <p>また、環境補足協定については、<u>環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、運用改善を図ること。</u>さらに、<u>通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項について、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。</u></p> <p>加えて、<u>環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と円滑な立入り、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。</u></p>

(2) 普天間飛行場等において、健康への影響が懸念される高濃度のPFOS等が検出されたことから、地方公共団体が基地内への立入調査を求めた際には、費用負担などを含め、国へ協力を求め、また住民の健康への影響が懸念される場合は、必要に応じて健康調査実施を求めることとした。

<別冊日米地位協定関係 P. 20>

旧(令和元年度)	新(令和2年度)
別冊 P. 20 (新設)	<p data-bbox="507 517 1362 551"><地方公共団体による環境調査等への協力及び健康調査の実施></p> <p data-bbox="876 564 1348 598">【要望先：外務省・環境省・防衛省】</p> <p data-bbox="507 611 1390 786">(キ) 健康への影響が懸念される物質が基地周辺で検出される場合は、国において原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づき適切な対応を行うとともに、必要に応じて住民を対象とした健康に係る調査を行うこと。</p> <p data-bbox="507 801 1362 969">また、環境被害等が発生し、地方公共団体が重要性や緊急性を踏まえ、その発生源を特定するために基地内の調査を求めた際には協力するとともに、その対策に係る費用負担など、適切な対応策をとること。</p>

(3) 普天間飛行場において、PFOS等を含む泡消火剤の漏出事故が発生したことなどから、適正な管理、処分を求めることとした。

<別冊日米地位協定関係 P. 20>

旧(令和元年度)	新(令和2年度)
別冊 P. 20 (新設)	<p data-bbox="507 1270 1331 1303"><泡消火剤【有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)】の適正処理></p> <p data-bbox="844 1317 1316 1350">【要望先：外務省・環境省・防衛省】</p> <p data-bbox="507 1364 1390 1491">(ケ) 泡消火剤については、有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)を含まないものに切り替えるとともに、日本国内法及び日本環境管理基準(JEGS)に基づいて、適切に保管、点検、処分すること。</p> <p data-bbox="507 1507 1374 1585">また、切り替え後、保管されている泡消火剤は処分までの間、使用しないこと。</p>

- (4) 米軍基地において日本人警備員による基地外での銃携行事件が発生したため、国内法令に疑義が生じることがないように万全を期すことを求める要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 33>

旧（令和元年度）	新（令和2年度）
<p>(1) 駐留軍等労働者対策 (略)</p> <p>併せて、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</p>	<p>(1) 駐留軍等労働者対策 (略)</p> <p>併せて、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</p> <p><u>加えて、駐留軍等労働者が勤務中に基地外で武器を携帯することがないように、また国内法令に照らして疑義が生じることがないように万全を期すこと。</u></p>

在日米軍における新型コロナウイルス
感染症対策に関する特別要請

令和2年8月18日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
(略称：渉外知事会)

外務大臣 茂木 敏充 殿

防衛大臣 河野 太郎 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

会長	神奈川県知事	黒岩 祐治
副会長	青森県知事	三村 申吾
副会長	長崎県知事	中村 法道
副会長	沖縄県知事	玉城 デニー
	北海道知事	鈴木 直道
	茨城県知事	大井川 和彦
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池 百合子
	山梨県知事	長崎 幸太郎
	静岡県知事	川勝 平太
	京都府知事	西脇 隆俊
	広島県知事	湯崎 英彦
	山口県知事	村岡 嗣政
	福岡県知事	小川 洋

在日米軍における、新型コロナウイルス感染症対策については、本年5月27日に、本協議会として、適時・適切な情報の公表や在日米軍における感染防止対策の強化等を要請いたしました。その後、7月に在日米軍は、従来の方針を改め、基地ごとの感染者数等を公表することとなり、また、在日米軍基地を通じて入国する全ての人員に対し、PCR検査を実施することが発表されました。本協議会の要請に応えていただいたものであり、この間の政府のご尽力に感謝申し上げます。

一方で、沖縄県の米軍基地において大規模な感染が明らかになるなど、基地周辺住民の方々の安全と安心に関わる事態も次々に発生しております。これまで発生した事態や対策をしっかりと検証し、今後、在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策について、常に最善の措置が取られるよう、改善を図っていく必要があります。つきましては、次の事項について、早急を実施するよう強く要請いたします。

1 沖縄県の米軍基地での感染拡大について、早期に原因を究明するとともに、原因に応じた感染防止策を実施すること。

沖縄県の米軍基地では、7月以降、300人を超える感染者が確認されるなど大規模な感染が発生しましたが、未だに原因が究明されていません。早急に原因を究明するとともに、原因に応じた感染防止対策をとることを求めます。

2 平成25年の日米合同委員会合意に基づく衛生当局間の情報提供については、迅速かつ的確に行われるよう米側に働きかけること。

また、同合意に位置付けられていない米軍基地と衛生当局間の情報交換が可能となるよう早急に仕組みづくりを行うこと。

沖縄県の米軍基地における感染情報については、当初の段階では、日米合同委員会合意に基づく必要な情報提供が迅速に行われず、課題が生じたと認識しています。患者発生時の行動履歴などの情報提供は、衛生当局が必要な対策を取るための基礎であるため、常に迅速かつ的確に行われるよう、米側に働きかけることを求めます。

また、同合意締結後に設置された米軍施設についても、必要な情報が迅速に提供されるよう、米側に働きかけることを求めます。

さらに、同合意に位置付けられていない米軍基地と衛生当局間の情報交換が可能となるような仕組みを早急に構築することを求めます。

3 地域における日米当局間の協議など、関係機関が連携するための仕組みづくりを行うこと。

沖縄県からの働きかけにより、日米の実務者による会議が設置されましたが、現行の日米合同委員会合意には、感染者が生じた場合等に日米の衛生当局が具体的にどのように連携するのか示されていません。衛生当局間の協議の在り方も含め、関係機関が連携するための仕組みづくりについて、国が主導して行うことを求めます。

4 米軍関係者による空港利用に関し、検疫体制を強化するとともに、米軍関係者が、感染拡大防止のため国や自治体が定めたルールを順守するよう、米側に働きかけること。

7月12日には、岩国基地所属の米軍関係者が羽田空港で入国後、我が国が定める検疫ルールを無視する形で岩国基地まで移動し、その後感染していたことが明らかになりました。このようなことは本来あってはならないことであり、感染拡大防止のため、容易にルールを破られないよう、検疫体制を強化するとともに、国や自治体が定めたルールを順守するよう、米側に働きかけることを求めます。

5 検疫の対象や方法について、日米間で適宜協議を行うこと。また、原則として日本国内法令が定める基準に従って行われるよう、日米間で早急に取り決めること。

7月24日に、在日米軍基地を通じて入国する全ての人員に対し、PCR検査を実施することが発表されましたが、検疫は水際対策の根幹であるため、対象や方法について、日米間で適宜協議を行うことを求めます。また、原則として日本国内法令が定める基準に従って行われるよう、日米間で早急に取り決めることを求めます。

6 駐留軍等労働者等の感染防止対策に万全を期すこと。

在日米軍基地には、多くの駐留軍等労働者が勤務しています。この方々の安全を守るため、感染防止対策に万全を期すことは国の重要な責務です。日米間でしっかりと連携し、駐留軍等労働者の方々の感染防止対策に努めることを求めます。

また、基地に出入りする事業者や、米軍が直接雇用している基地内施設の従業員等についても、基地内における感染防止対策の強化について、米側に働きかけることを求めます。